

（午後2時35分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、4番 森下さん。

〔4番（森下伸吾君）登壇〕

○4番（森下伸吾君）ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問としまして、誰も置き去りにしない社会を実現する事業についてお聞きいたします。

我が国では、少子高齢化、人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と、地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しています。そのような中、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、80代の親が50代の中高年のひきこもりの子どもを養う8050問題、介護と子育てを同時に担うダブルケア、ごみ屋敷、虐待、孤独死など、新たな課題が表面化してきています。

こうした課題は、従来の介護、障がい、子育てなど、制度、分野ごとでは対応するのが難しく、必死に時間をつくって相談に行っても、たらい回しにされた挙げ句、何も解決できないという事態が発生している自治体もあります。

そのため、平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとではなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が市町村の努力義務とされました。

平成29年の改正法の附則において、法律の公布後3年、令和2年を目途として、市町村による包括的支援体制を全国に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

旨が規定されており、これを受け、さきの国会では、包括的な相談支援、参加の支援、地域づくりに向けた支援の三つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されることとなりました。

この三つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施することによって、制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなく、困り事を抱えている本人と家族を中心とした支援へと福祉の大転換を図ることが期待されており、これこそ私たち公明党が長年推進してきた、断らない相談支援であって、誰も置き去りにしない社会を実現する基盤となる事業だと確信しております。

そこで、来年4月からスタートする重層的支援体制整備事業について、本市としても積極的に取り組んでいくことが必要だと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの私の1回目の質問といたします。

○議長（土井裕美子君）4番 森下さんの質問、誰も置き去りにしない社会を実現する事業に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）誰も置き去りにしない社会を実現する事業についてお答えします。

おただしのとおり、近年、少子高齢化、人口減少、核家族化の進行、地縁・血縁といった共同体機能の希薄化が見られ、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しています。例えば、社会的孤立、引きこもり、8050問題など、縦割りの制度では解決しづらい問題が発生しています。

このように、複雑多様化する社会問題や生活課題に対応するためには、制度、分野ごとの縦割りや、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、新たな包括的支援の機能を構築する必要があります。

国の地域共生社会推進検討会でまとめられた市町村における包括的な支援体制の整備の在り方として、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うこと、支援体制の対象は様々な課題を抱える全ての地域住民であることが示されています。

こうした中、橋本市では、平成18年より地域包括支援センター、令和元年より子育て世代包括支援センターを設置し、専門職を配置しながら包括的な相談支援を行っています。

地域包括支援センターは主に高齢者への対応が中心で、子育て世代包括支援センターは子どもや子育て世代への対応が中心とされていますが、本人とともにその家族の支援を含めた総合的な対応をしています。

そこから見える課題は介護や高齢者の問題だけでなく、貧困、障がい、ひきこもり、虐待、近隣トラブル、社会的孤立、ダブルケアなど、多岐にわたっています。

このため、専門職等が中心となり、庁内連携を図り、外部の関係機関等の協力を得ながら、家庭の課題解決に向けて取り組んでいます。また、課題解決が困難なケースに対しては、継続的に本人や家庭とつながり、伴走しながら見守っていくことも欠かせません。

一方で、行政や専門機関の支援だけでは解決できない日常的生活課題があり、このことについては、住民同士がお互いに気かけ合う関係性が広がることで、地域におけるセーフティネットが充実し、早期発見や早期支援につながります。

本市では平成28年度より橋本市生活支援協議体を立ち上げ、地域住民同士の助け合いのま

ちづくりを推進しています。現在、市内に九つの第2層協議体ができており、助け合い活動を模索しながら進めています。

これまでの取り組んできたことを基盤としながら、さらに足りない部分、充実すべき部分を精査し、国のめざす、誰も置き去りにしない社会を実現するための重層的支援体制整備事業の導入について検討していきたいと考えています。

○議長（土井裕美子君）4番 森下さん、再質問ありますか。

4番 森下さん。

○4番（森下伸吾君）それでは、ご答弁いただきましたので、再質問させていただきたいと思っています。

答弁にありましたように、誰も置き去りにしない社会を実現する重層的支援体制整備事業の導入について、検討していくということでございました。

この事業というのは、実施を希望する市町村の手挙げに基づく任意の事業でありますので、私たちの橋本市が、やりますというふうに手を挙げなければ、対象とはなりません。

もう一度確認にもなりますが、この事業に対して手を挙げていくということで間違いはございませんでしょうか。これに対して、何かまた障害になるようなことはないのか、その点も併せてお伺いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）ただ今のご質問にお答えします。

答弁でも言いましたように、橋本市では、子育て世代包括支援センター、それから地域包括支援センターがありますので、この二つの分野については非常に充実している、総合的な相談を行っているというのは考えております。

ですので、この事業についてまだしっかり見ていませんけども、この二つの事業で手が挙げ

られるということでしたら、すぐにでも手を挙げさせていただいて、来年度予算に何らかの形で上げることができるのかなと思っています。

ただ、これをよく読みますと、それに加えて、参加型支援とか地域づくりという言葉が出てきまして、それを総合的にやっていかなければ手が挙げられないということでしたら、直ちに挙げるというのがなかなか、今の橋本市の組織、職員体制ではちょっと難しいのかなと考えておりますので、早急に専門的な分野をつくって、機構改革的なこと、それから、再来年度に向けてですか、の職員体制の充実も含めた専門部会での協議を行って、約1年間かけて考えるということでしたら、令和4年度に向けて手を挙げていく形になるのかなと考えております。

○議長（土井裕美子君）4番 森下さん。

○4番（森下伸吾君）ありがとうございます。

橋本市は比較的、福祉関係に関してはいろいろやっていただいておりますし、先進的なこともしていただいておりますので、もうあえて、重層的支援体制の部分もやっていただいているところも多いと思いますが、先ほどもありましたように、まだまだちょっと足りないところもあると思いますので、その点も踏まえて、画面を使ってちょっと考えてみたいなというふうに思います。

重層的支援体制整備事業というのはなかなか聞き慣れない言葉で難しいと思いますが、先ほどもありましたように、現行というのは、高齢者は高齢者の相談窓口で、障がい者は障がいの窓口で、子どもは子どもというふうに、各それぞれの部署が単独で縦割りになって相談体制になっているところを、重層的支援体制の整備によって包括的に、世代を問わない包括的な相談、地域づくりをやっていこうということでもあります。

重層的支援体制整備事業については、社会福祉法第106条の4第2項のほうにございます。

先ほどもありましたように、第1号には相談支援、第2号には参加支援、第3号には地域づくりに向けた支援というところがございます。

この三つの新しい支援を支えるものとして、第4号、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、第5号、多機関協働、第6号として支援プランの作成というふうに書かれております。小さいので見にくいかもしれませんが、もう少しアップにします。

先ほどありましたように、包括的な相談支援、これは先ほどもありましたように、それぞれの、高齢者は高齢者、子どもは子どもというふうに個別に捉えるのではなくて、包括的に相談に乗っていきましょうという支援です。

次の多機関協働事業というのは、それぞれの窓口、例えばうちでしたら、いきいき健康課とかこども課とか、単独の対応が難しいときに、それぞれの課を調整していく役割を担って、その役割分担や支援の方向性を決めていく、言わば司令塔の役割を果たす部分であります。

その次に、アウトリーチを通じた継続的支援というのがございます。横文字、アウトリーチというとなかなか横文字なので分かりにくいんですが、つまり、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報支援を届けるプロセスのことをアウトリーチと言います。

ですから、支援が必要なのに届いていない人に対して、積極的にこちらから、窓口で待っているのではなくて、こちらから届けていくというのがアウトリーチ。さらには、各種団体なんかと連携をとって情報を収集したり、相談者を見つけたりすること、そうやって相談者との信頼関係をつくり上げることもございます。

文字ばかりだとなかなか分かりづらいんですが、厚生労働省のホームページには、例えば具体例が挙げられています。

複合的な課題を抱える家族の例としまして、

4人家族の例が載っております。家族構成、本人45歳、女性、お母さんのほうです。夫47歳、息子22歳、娘14歳の4人家族です。この4人家族の中で、支援のきっかけになったのが、14歳の娘が学校を休みがちになったことから、担任の教諭が母に連絡をしました。担任の教諭がこのお母さんに会っていろいろ話を聞いてくると、娘だけの問題ではなしに、この家族にはいろいろな困り事があったため、教師としての範囲を超えているために、どこに相談したらいいかわからないというときに、この新たな事業の連絡担当員に連絡することができるということでもあります。

この連絡担当員がお母さんのところに行ってお話を聞くわけです。アウトリーチをするわけです。その中で、いろいろな問題点が出てきました。

お母さんにいろいろ聞いてみますと、このお父さんというのは、不況のあおりを受けて倒産して、目標を失っていて、昼間からパチンコに通う生活が続いていると。

本人としても、お母さんとしても、家計を支えるためにパートを掛け持ちして、夫への不満が募っているし、各種滞納もあるけども、もう日々の生活に追われて、家計が今どういう状態かわからないということもあったり、息子さんにとっては、高校を卒業したけども、何回も転職を繰り返して自信を失っていると。障がいの疑いがあると。

娘さんは、お父さんの失業なんかを同級生からかわれて、現在は不登校ぎみと。生活のリズムが乱れて授業にもついていけないというような複合的な例を挙げられています。

これらについて支援を開始するわけなんですけど、連携担当員が、職員がそれぞれ関係者の総合調整役を担って、学校やハローワーク、自立支援相談支援機関、地域住民との連携を図りながら、家族の個別の支援を行っていけるとい

うことになります。

それによって、複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができた、整理することができて、それに寄り添うことができたということになります。

こういった複合的な問題に関しても、今現在もやっていただいているとは思いますが、より重層的に支援体制整備を取り入れることができれば、こういった複合的なことも取り込んでいけるんじゃないかなというふうに思います。

先ほどもありましたように、地域包括支援センターというところは、やはり高齢者の方の相談というのは我々も相談に行ったりもしますが、こういった複合的なところでも相談に乗ってくれるかというのはなかなか分からないところもあったりします。

ですから、こういうことを取り込むことによって、複雑な相談というのもより対応できるんじゃないかなと思いますが、どうでしょう、今、橋本市でこういった複合的な対応というのはなかなか難しいのか、今もう既にやっていたいているのか、その点はいかがでしょう。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）私個人的な意見もあるんですけども、子育て世代包括支援センターが課として立ち上がりました。それまでは、子ども支援のところはなかなか難しいところもあつたんですけども、それができたおかげで、子育て支援から総合的な相談窓口には広がっていると思います。

ただ、今、議員おただしのように、地域包括支援センターは、やっぱりどうしても高齢者に特化してできたところから始まっていますので、なかなかそれ以外のところについては、ほかの課にという形になると思います。

橋本市で一番遅れているというか、一番、今まであまり問題とか相談がなくて遅れている

形になっているんですけども、福祉関係、特に障がい者支援、それからひきこもり、8050問題、この辺が非常に橋本市は遅れていると思います。

その辺が、窓口に来た場合、どこの課に行くのかとか、いろいろな分野に、たらい回しでもないですけども、断らない相談窓口にはなっていないかなという気はします。

ですので、その辺をもう少し意識を持って、今、問題がないですけども、将来的に確実に問題が出てくる分野ですので、その辺を、今言いました子育て支援と高齢者支援と、そこをくっつけてこの制度を活用して、それから、職員体制を充実してやっていければ、うまくいくんじゃないかなとは思っています。

それともう一つ、いろいろモデル地域を見ましたら、この制度を使って総合窓口的な課をつくったモデルの都市もあったんですけども、そうしますとなかなか、全ての相談がそこへ集中して、職員が非常に忙しくなって駄目になったケースで、またそれをやめて各部ごとに相談の担当者を置いて、そこから集中して、相談を集中させて総合的に相談をやっていくというシステム変えたところもあったみたいです。

ですので、ほかのモデル地域についてもいろいろ検討して、やめて、また新しいものをつくってという形になっていますので、橋本市もいろいろモデル地域のところを考えて、いいところをとって、ぜひ先進地というか、いいものをつくっていききたいとは考えているんですけども、ちょっと勉強しなければ難しいところもあると思います。

○議長（土井裕美子君）4番 森下さん。

○4番（森下伸吾君）ありがとうございます。

そういう面で、今、モデル地域のこともお話しいただきましたけど、この重層的支援体制整備については、先ほども言ったように三つの支援がございまして。相談支援、参加支援、さらに

は、3番目の地域づくりに向けた支援というところがございまして、本市にとってはここがやはり一番難しいんじゃないかなというふうにも思います。

地域づくり事業というのは、世代や属性を超えて交流できる場所なんかを整備していくことでありまして、本市では、サロン活動とか、げんきらり〜とかというような高齢者が集まる居場所づくりとか、こども食堂など子どもが集まるような場所というような、世代別の場所づくりはできつつあるのかなというふうに思いますが、子どもからお年寄りまで世代を超えて交流ができるような場所というのはなかなか今できていないんじゃないかなというふうに思います。

今、モデル地域もお話を上げていただきましたので、ちょうど資料もございまして、また画面を使ってお話をしたいと思います。

小さくて申し訳ないですが、これは大阪府豊中市の例であります。豊中市というところは、それぞれの小学校区に設置した校内福祉委員会というのが、ごみ屋敷など、何でも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図っていくというような福祉委員会をつくって、福祉何でも相談窓口というのもつくっております。

ここでは、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが専門観点からサポートしておりまして、ちょっと分かりにくいんですが、この右下のところ、この写真は、実はアウトリーチをしているところで、専門職によるローラー作戦、いわゆる、そのご家庭に行って、いろいろな悩み事を聞いているような写真がここに載っておるんですけど、そういったことも取り上げております。

また、うちの自治体とよく似た人口構成でもあります三重県名張市ですと、こちらも、複合的な生活課題、高齢者問題とか子ども問題、空

き家問題、障がい問題、いろんな問題を抱える人の相談に、まちの保健室というのを小学校区に設置しております。

小学校区、だから、市内に15か所設置をしております、そこでいろいろな相談事を聞いていくということでもあります。そう聞いていったものを、地域包括支援センターの配置されたエリアディレクターという職員が、地域の課題を検討する各種会合等を通じて、関係機関のネットワークの強化を促進していくと。

こういった地域づくりを行っていくとするならば、もちろん、拠点も要りますし、職員も要ります。左下、ここも見にくい写真になっているんですが、実はここに常駐の職員もおりまして、社会福祉士や看護師、介護福祉士など有識者2名から3名を配置しているということになります。

こうなれば、やはり拠点も要りますし、職員を考えていかないといけないということになりますので、ここはやはり健康福祉部だけでは判断が難しいというふうに思います。

本市が定めた橋本市の自治と協働をはぐくむ条例の中の基本理念には、「住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支え合いながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めます」というふうに、基本理念があります。

この理念というのは、重層的支援体制整備事業の地域づくりに当てはまっていくんじゃないのかなというふうにも思いますので、そこで、この条例を主導していきました総合政策部にも、この地域づくりについて積極的に関与していただくべきだというふうにも思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）おたのしみとおりの、やはり今の平木市政のいわゆる将来的な方向性である、住み慣れた地域で、子どもから高

齢者まで、ともに支えながら安全で安心な生活を送るという政策目標と重層的支援整備体制というのは、もう同じ方向を向いております。

その中で、私どもとしても、このはぐくむ条例というのを制定するに当たっては、先ほどご紹介のありました名張市なんかも実際、現地へ行きまして、その上で、いわゆる地域主体のまちづくりということで、その一例としては地域運営組織なるもの、そういったことも研究をしてみたいと思います。

今、第2層協議体というのは、圏域的には10圏域で、現在9協議体が設立されているんですけども、この10圏域というのは私ども企画のほうでめざす地域運営組織の圏域と同じ圏域ということで、最終的には、先ほど両包括支援センター、そして、福祉が一緒になって、それを地域のまちづくりに生かしていくという意味の最終的な受皿の部分については、市としても認識は共有しているのかなというふうに思っていますので、私どもの部局としてもそういう方向で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（土井裕美子君）4番 森下さん。

○4番（森下伸吾君）ありがとうございます。

その点では、お互いタッグを組んでいただきながら、よりこの事業を粛々と進めていただければというふうに思います。

昨年11月、国のほうに市長とともに東京のほうに陳情に行っていました、その陳情の内容でも、ひきこもり対策における支援について、また、切れ目のない子育て支援施策の財源支援について、稲津厚生労働副大臣にも要望していました。この事業につきましては、国も予算措置をつけるということでございます。

また、このコロナ禍の中で、やっぱり改めて人と人のつながりが重要だと再認識されていますが、まさにこの事業は人と人のつながりを再構築する事業であるというふうにも思いま

す。

ですから、この辺りもやはり、役所自体を束ねてリーダーシップを持って取り組んでいたきたいというふうにも思いますので、最後に市長から、この辺についてお気持ちをお聞きできればなというふうに思います。よろしく願いします。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）森下議員の質問にお答えします。

はぐくむ条例もして、本当は今年から企画と一緒に各地域を回る予定にしておりましたが、残念ながら、コロナで人を集めるというのはなかなか難しい状況になってきています。

その中で、私たちとしてもできるだけ、市民の皆さまの幸福をしっかりとつくっていくというのは行政に課せられた大きな課題かなというふうにも思いますし、私自身も、縦割り行政を打破していくということが、さらに横の連携を密にすることによって、できるだけ多くの市民の助けになればいいのかなというふうに思っています。

ただ、なかなか難しい問題で、地域の皆さんにどのように協力をしていただくか、市民の皆さんと一緒にどの程度取り組んでいけるのかというふうなことも現在思っておりまして、たくさん問題があることも承知しておりますし、ちょっと来年からというのは多少無理があるかなと思いますが、今、まず、子育て世代のほうもより強化をするために、ヘスティアを行政の組織の中に入れて、ヘスティアにも子育て支援あるいは教育支援であるとか、そういうところの業務を担っていただければなということで、一旦廃止した家庭教育相談室を復活させて、より教育委員会との連携、子育ての問題、

いじめもそうなんですけども、そこを来年、機構改革の中で支援できる仕組みをつくっていききたいなというふうに思いますし、8050問題であっても、要は、福祉課の中でどの程度その能力を持った人間がいるか、あるいは育てていけるかということも、人材の確保というのも大きな課題かなというふうにもなってきます。

やはり、そういう相談窓口的なところも要ると思うんですけども、果たしてどの程度まで、市の職員で相談ができるのか、相談に乗れるのかということもよく見極めた上で、より一層、横の連携をしっかりとって、少しでも市民の皆さまに満足していただけるような行政にしていければなというふうに思います。

最終的に目標にしておりますのは重層的な支援なので、そこが早く完成できるように努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解よろしく願いします。

○議長（土井裕美子君）4番 森下さん。

○4番（森下伸吾君）ありがとうございます。

市長から力強いお言葉を頂きましたので、本当にすぐにできるような内容ではもちろんございませんので、本当に一つ一つ問題をクリアしながら、よりよい方向に進んでいけるように、我々もまた協力できるところは協力させていただきながら、より市民のために進んでいくような市政をまた頑張って我々も取り組んでいきたいなというふうに思いますので、どうかよろしく願いします。

私の質問は以上で終わります。

○議長（土井裕美子君）4番 森下さんの一般質問は終わりました。

この際、3時25分まで休憩いたします。

（午後3時8分 休憩）